

建築物衛生行政の最近の動向等について

1 最近の動向

学識経験者等で構成される検討会を設置し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な以下の事項について、令和2年度より検討を進めている(別添参照)。

(1) 建築物環境衛生管理技術者の兼任要件について

規制改革ホットラインに「ICTの活用を前提に、建築物環境衛生管理技術者の兼務制限を緩和すべきである。」という要望が提出されたことを受け、ICTの進展を踏まえ、以下の兼任要件について検討する。

- ① 兼任が認められるのは建築物環境衛生管理技術者1人につき、特定建築物は3棟まで
- ② 建築物の維持管理権限者が同一であること
- ③ 空気調和設備、給水設備等建築物の衛生的環境の確保に係る設備が類似の形式であること
- ④ 兼任する特定建築物の相互の距離、それぞれの用途、特定用途に供される部分の延べ面積

(2) 特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準について

厚生労働科学研究報告書※の内容を踏まえ、特定建築物所有者、特定建築物維持管理権原者及び特定建築物の指導等を行う保健所の業務量等を考慮しつつ、具体的な検討を進める。

※「中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究(平成29年度～令和元年度)」及び「建築物環境衛生管理基準の検証に関する研究(平成29年度～令和元年度)」

2 検討期間等

建築物環境衛生管理技術者の兼任要件については、先行して検討を進め、特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、令和3年度以降に検討を行う。

令和2年度

○第1回(1月29日) 検討課題の整理等

○第2回(2月22日) 建築物環境衛生管理技術者の兼任要件について検討(空気調和設備メーカー等に対するヒアリングを含む。)し、考え方を整理する。

令和3年度

○第4回～第6回 第4回～第5回で、特定建築物の要件及び建築物衛生管理基準について検討し、第6回で最終報告書を取りまとめる。

建築物衛生管理に関する検討会開催要綱

1 趣旨・目的

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に規定する特定建築物の要件及び建築物環境衛生管理基準については、平成 15 年4月に改正して以降、見直しが行われていないところである。この間、特定建築物を取り巻く状況は大きく変化し、建築物はより大規模化・高層化が進んだことに加え、建築衛生設備・機器に関する ICT 技術が大きく進展し、さらに、国際機関では室内環境基準について新たなガイダンス等が策定されている。

これらの状況を踏まえ、学識経験者等で構成される検討会を開催し、特定建築物の要件、国際基準等を踏まえた建築物環境衛生管理基準の見直し等、適切な建築物衛生管理に必要な事項について検討を行う。

2 検討事項

- (1) 特定建築物の要件について
- (2) 建築物環境衛生管理基準について
- (3) その他適切な建築物衛生管理に必要な事項について

3 構成等

- (1) 本検討会の構成員は別紙のとおりとし、座長を1名置く。
- (2) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (3) 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。
- (4) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者の出席を求めることができる。

4 運営

- (1) 本検討会は生活衛生・食品安全審議官が開催する。
- (2) 本検討会は原則公開とし、会議資料及び議事録についても、後日 HP において公開する。ただし、議事内容により、座長が非公開とすることが必要であると認める場合は、開催予定とともに非公開である旨及びその理由を公開し、会議終了後、可能な範囲で会議資料及び議事要旨を公開する。
- (3) 本検討会の庶務は医薬・生活衛生局生活衛生課が行う。
- (4) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は座長が検討会の了承を得て、その取扱いを決定するものとする。

建築物衛生管理に関する検討会 委員名簿

(令和3年1月29日 五十音順 敬称略)

○:座長

秋葉 道宏 国立保健医療科学院生活環境研究部 部長

鎌田 元康 (公財)日本建築衛生管理教育センター 理事長

○倉 潤 隆 東京理科大学工学部建築学科 教授

坂下 一則 東京都健康安全研究センター広域監視部
建築物監視指導課統括課長代理

高田 礼子 聖マリアンナ医科大学医学部予防医学教室 教授

谷川 力 (公社)日本ペストコントロール協会 理事・技術委員長

中野 信博 (公社)全国ビルメンテナンス協会 副会長

西村 勝彦 (公社)全国建築物飲料水管理協会 副会長

林 基哉 北海道大学工学研究院建築都市部門空間デザイン
教授